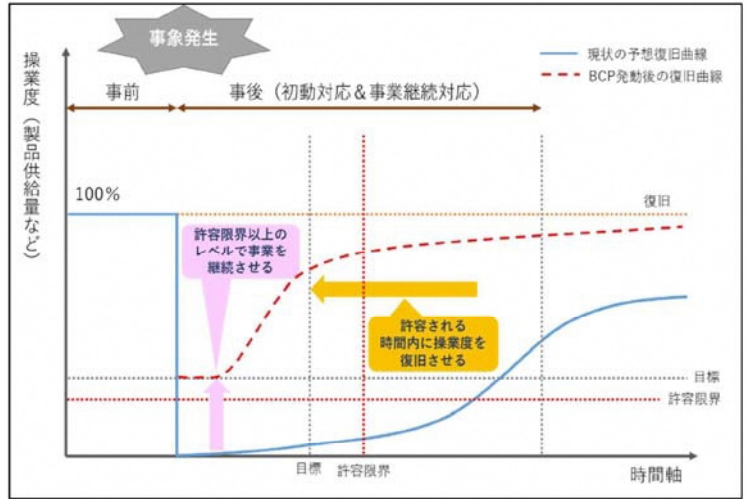


南相馬市工業用水道事業 業務継続計画(BCP)

1. 策定の趣旨・業務継続計画の基本方針

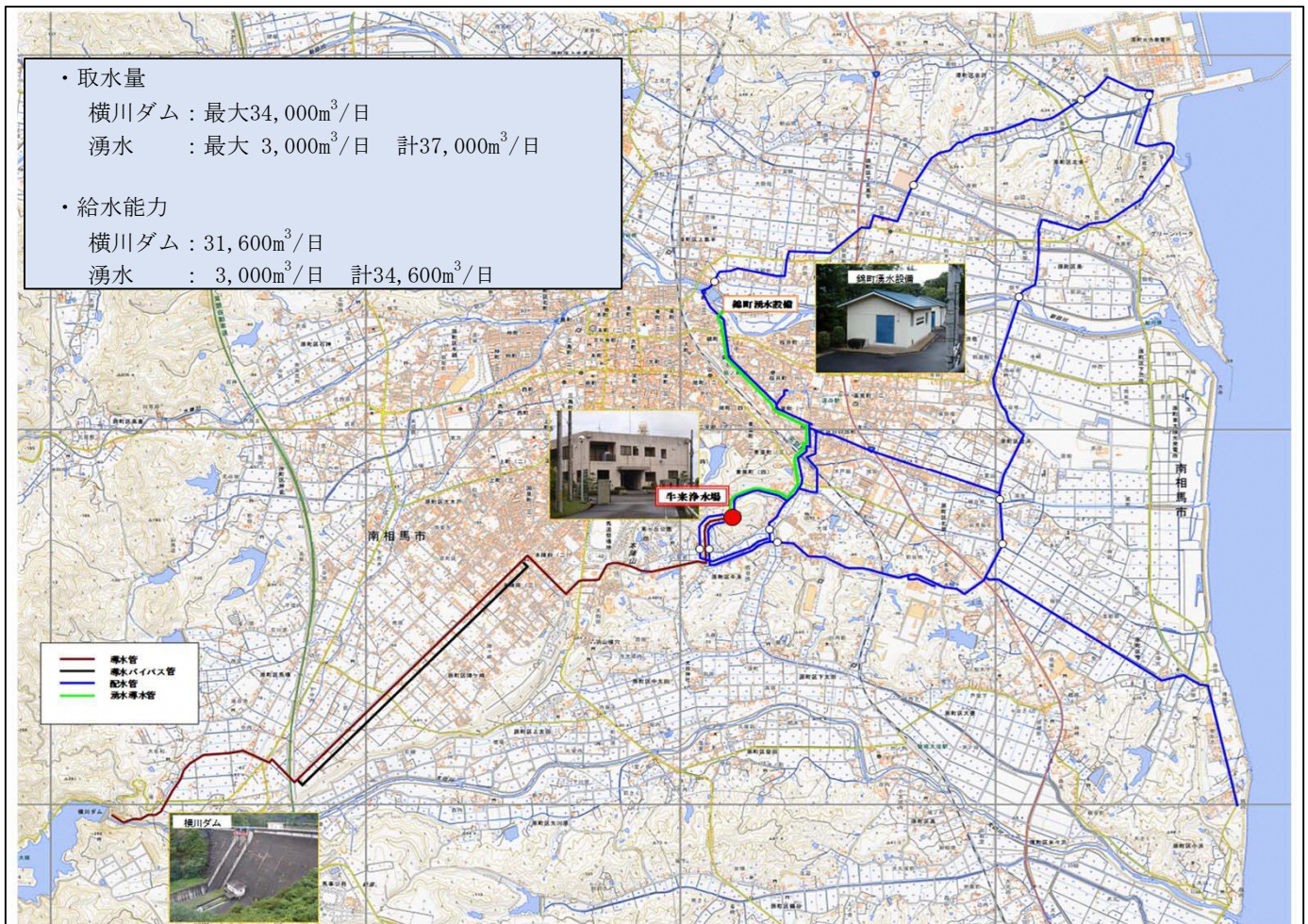
工業用水道事業は、これまで地域の産業発展、経済成長を支えてきた産業インフラの一翼を担うものであり持続的な工業用水の安定供給が求められている。しかしながら、近年、地震等の自然災害の頻発化、激甚化する中、工業用水道施設が被災、また台風や豪雨等の風水害では、停電によって工業用水の供給が停止する被害が発生している。そのようななかでも、事業を中断させない、又は早期復旧により工業用水の供給を継続していくことが求められている。

業務継続計画（BCP）は、いかなる災害が発生した場合においても、工業用水道の供給を継続又は早期に復旧するため、あらゆる発生事象による被害を想定し、非常時における対応や体制、またそれを実現するために事前に実施すべき対策について取りまとめるものである。



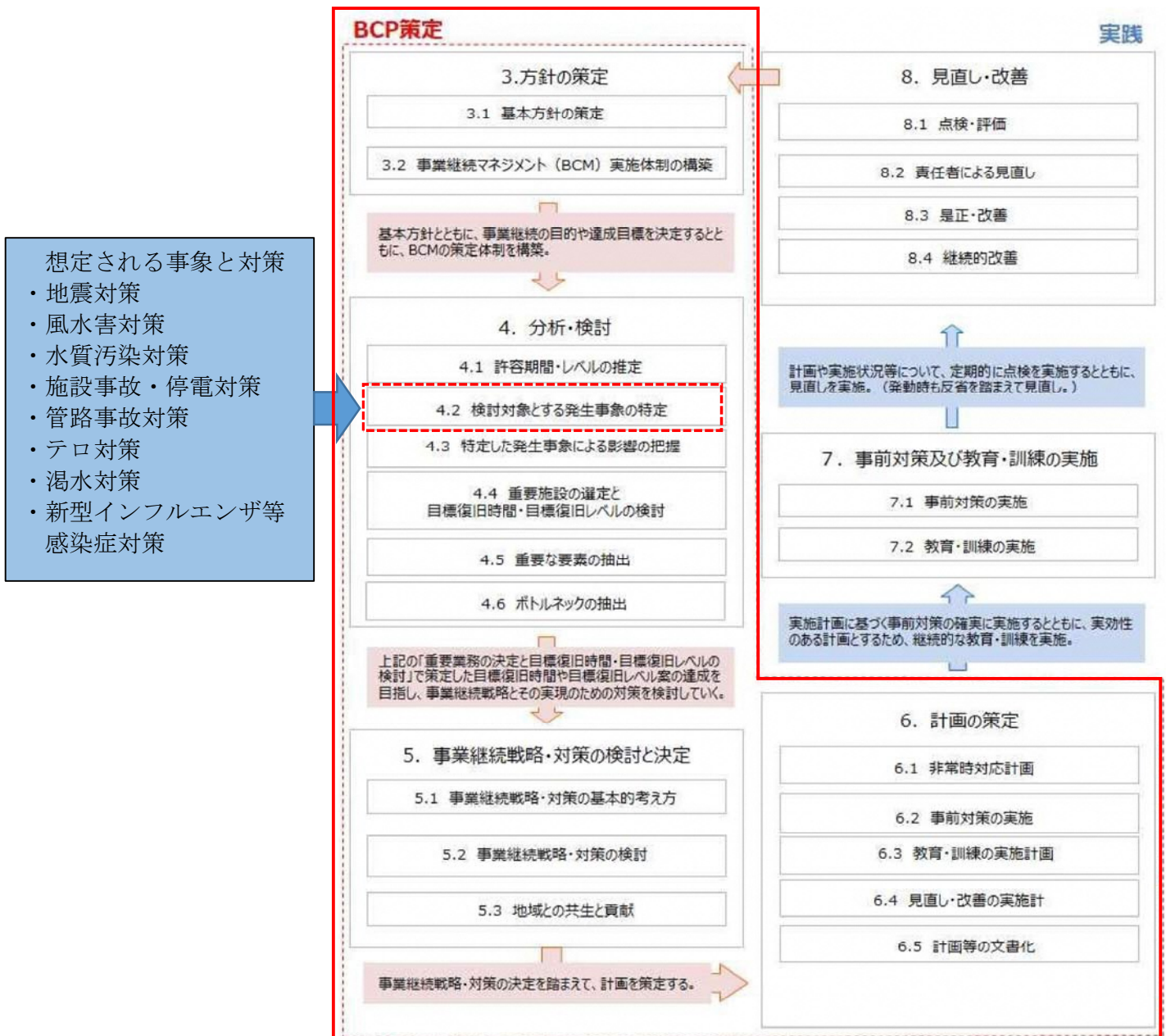
2. 南相馬市工業用水道事業

本市の工業用水道事業は、福島県が昭和50年度から横川ダムの建設を行い、併せて地下水の過剰揚水規制をし、昭和59年4月に工業用水供給を目的とした原町工業用水道事業を開始した。その後、昭和59年度から平成8年度まで拡張事業を行い、工業用水供給を拡大した。平成17年12月1日付けで事業を福島県から旧原町市が譲り受け、平成18年1月1日をもって、旧小高町・旧鹿島町・旧原町市が合併し、南相馬市となり事業名称を南相馬市工業用水道事業と改め、現在に至っている。



3. 業務継続計画の策定

業務継続計画は、どのような危機的な発生事象に直面しても、工業用水道事業を継続又は早期に復旧し、工業用水の供給を継続するという目的のもと策定を行い、想定される事象から被害予測、被害影響を評価し、事前対策・事後対策・非常時体制・教育・訓練にいたるまでの計画を策定した。



○想定事象と復旧目標期間

	被害想定例	復旧目標期間
地震対策	大規模地震による管路の被災	2週間
風水害対策	道路洗堀による管路の被災	1週間
水質汚染対策	水源地への汚染物質流入	1週間
施設事故・停電対策	大規模停電による施設停止	3日間
管路事故対策	大規模管路の事故	1週間
テロ対策	テロ行為による施設停止	1週間
渇水対策	レベル1～レベル6を設定	— ※1
新型インフルエンザ等感染症対策	早期発生期～流行期～小康期を設定	— ※2

※1 渇水対策については、応急対策実施体制の設定を行った。

※2 新型インフルエンザ等感染症対策については、人員確保の設定を行った。

【計画に関する問い合わせ先】

南相馬市 建設部 水道課

TEL 0244-24-5272

FAX 0244-23-7811